が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19～20　［略］

21　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.823＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.521］／A

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式エ

$\frac{B \times 0.345}{A}$

［略］

算式オ

$\frac{B \times 0.274}{A}$

19～20　［同上］

21　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.778＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.532］／A

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}262}$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{7{,}020}$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式エ

$\frac{B \times 0.337}{A}$

［同左］

算式オ

$\frac{B \times 0.266}{A}$